

熊本県個人情報保護審査会答申の概要
(平成20年9月11日付け答申第8号)

1 事案の概要

- H19. 1. 17 審査請求人 熊本県個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、警察本部長に対し、次の文書に記載された個人情報を開示請求。
○審査請求人が事故当事者として関係した物件事故（以下「本件物件事故」という。）に関して熊本県警察が作成した物件事故報告書（以下「本件行政文書」）
- H19. 1. 30 警察本部長 本件行政文書中の一部を不開示とする部分開示決定（不開示部分は下表のとおり）。
- H19. 2. 7 審査請求人 本件部分開示決定を不服として公安委員会に対して審査請求。
- H19. 2. 23 公安委員会 「熊本県個人情報保護審査会」に諮問（諮問第11号）。

2 当事者の主張の趣旨

- (1) 審査請求人
本件不開示決定は、条例に抵触する疑いがある。
- (2) 公安委員会
下表のとおり。

3 審査会の判断

警察本部長が不開示とした部分のうち一部については開示すべきであり、一部を適用除外とした判断は妥当ではない。
具体的には下表のとおり。

警察本部長が不開示・適用除外とした部分	不開示・適用除外とした根拠	公安委員会の主張の要旨	審査会の判断
警察官の「氏名」及び「印影」（不開示）	第16条第3号	第三者情報であって開示する除外規定に該当しない。	警察本部長の判断妥当。
第2当事者の「運転免許」及び「自宅電話」（不開示）	同上	同上	警察本部長の判断妥当。
「被害程度」及び「備考（略図及び事故の概要）」（不開示）	第16条第5号及び第8号	・真の供述が得られなくなる等、事故の捜査活動に支障あり。（5号） ・記載が消極的になる等、事務の適正な遂行に支障あり。（8号）	・「被害程度」については、いずれの支障も認められず、警察本部長の判断は妥当ではない。 ・「備考」については、警察本部長の判断妥当。
「処理区分」及び「身柄措置」（適用除外）	第32条第3項	刑の執行等に係る保有個人情報に該当し適用除外。	いずれも前科・前歴を表す情報ではないため、刑の執行等に係る保有個人情報には該当せず、警察本部長の判断は妥当ではない。
「受理番号」、「発生日時」等事故証明書と重複する部分（適用除外）	第32条第4項	他の法令等により交付等ができる個人情報と同一であるため適用除外。	いずれも他の法令等により交付等できる個人情報ではないため、警察本部長の判断は妥当ではない。

諮問実施機関	: 熊本県公安委員会
諮問日	: 平成19年2月23日 (諮問第11号)
答申日	: 平成20年9月11日 (答申第8号)
事案名	: 物損事故の事故処理に関する書類の部分開示決定に関する件 (平成18年諮問第11号)

答 申

第1 審査会の結論

熊本県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成19年1月30日に部分開示決定を行った、審査請求人が事故当事者として関係した平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇〇立体駐車場において発生した物損事故（以下「本件物損事故」という。）に関して、実施機関が作成した物損事故報告書（以下「本件行政文書」という。）に記載される情報のうち、別表1中「実施機関が不開示とした部分のうち審査会が開示すべきと認めた部分」欄に記載した情報については、開示すべきであり、また、別表2中「実施機関が適用除外とした部分のうち審査会が適用除外は妥当でない」と認めた部分」欄に記載した情報については、適用除外は妥当でない。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成19年1月17日、審査請求人は、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、審査請求人が事故当事者として関係した、本件物損事故の事故処理に関する書類に記載された自己情報の開示請求を行った。
- 2 平成19年1月30日、実施機関は、当該請求に対し、本件行政文書を対象文書として特定し、これに含まれる情報のうち、別表1中「実施機関が不開示とした部分」欄に記載した情報を、別表1中「実施機関が不開示とした条例上の根拠」欄に記載した条例第16条各号に該当するとして不開示とし、また、別表2中「実施機関が適用除外とした部分」欄に記載した情報を、別表2中「実施機関が適用除外とした条例上の根拠」欄に記載した条例第32条各項に該当するとして適用除外とし、これらの情報以外の情報を開示するという部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）

を行った。

3 平成19年2月23日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。）第5条の規定に基づき、熊本県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して本件部分開示決定を不服とする審査請求を行った。

4 平成19年2月23日、諮問実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第26条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件部分開示決定は、条例に抵触する疑いがあるということである。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、概ね以下のとおりである。

(1) 実施機関が抹消した情報は、自動車安全運転センター熊本県事務所（以下「安全運転センター」）が開示公開している個人情報であり、実施機関の抹消と著しく矛盾する。

(2) 実施機関の情報抹消による非開示は、安全運転センターへの警察情報の提供行為と矛盾する、条例の本旨に抵触する、警察による情報隠匿の疑義がある。

(3) 警察が作成した事故調書は、安全運転センターにより、事故当事者を甲乙に分類し、甲を加害者として特定し、乙を被害者として特定し、保険金を処分している事実を、事故当事者へ隠匿する手段として、事故の被害者・加害者を特定するものではないと事故当事者を欺罔する、偽造事故証明書を作成行使させ、保険金詐欺を幫助し、刑法第193条が規定する、公務員がその職務を乱用し、人に義務なきことを行わせ、又は権利の行使を妨害した時に該当する疑いが存在する行為である。

(4) 物件事故報告書について、事故証明書も手数料を支払えば何通でも入手できるのに、警察官の名称以外は、黒塗りの開示を行っていることに矛盾を感じる。

また、事故証明書という形で入手しているが、その根拠となる調書は入手していない。物件事故報告書ではなく、その根拠となる調書が欲しい。

(5) 自分は、昭和62年から開示請求を行っているが、その中で、県職員の名称は個人情報には該当しないと説明を受け、開示されている。警察官も公務員であり、それに該当するのに、不開示となることに矛盾を感じる。

(6) 相手方の名称等も記載されているが、これらの情報も事故証明書に記載されており、それに機密性があるのかが疑問である。

(7) 自分は個人情報を開示請求したのではない。自分に関する警察情報を開示請求した。実施機関は個人情報だから不開示という決定ではなくて、警察法に抵触するから開示できないとの回答だった。よって、警察法に該当するのかどうかを判断してもらうため、上級庁である諮問実施機関に審査請求を行った。よって、本案件を速やかに諮問実施機関に返還すべきである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

1 条例第16条第3号該当性について

(1) 警察官の「氏名」及び「印影」について

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名は、同号ただし書のウにより開示の対象となっている。しかし、警察職員については、その職務の特殊性から氏名を公にすることにより、警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれが高いことから、同号ただし書のウの括弧書きで開示の対象としないこととされている。また、本県警察においては「氏名を慣行として公にしている」警察職員の範囲を、定期人事異動の際、氏名を公表している警部又は同相当職以上の警察職員としているが、本件行政文書の作成者氏名は、警部補相当職以下の職員であり、同号ただし書ウには該当しない。

また、交通事故が発生した場合、事情聴取を行う際に、連絡調整の必要性もあるため、苗字、連絡先等を伝えることはあるが、その場限りで行うもので、同号ただし書アの「慣行として知ることができる情報」には該当しない。

よって、いずれも同号に該当することから不開示としたものである。

(2) 第二当事者の「運転免許」及び「自宅電話」について

いずれの情報も、安全運転センターから交通事故証明書の交付を受ければ、同証明書に記載してある事故当事者の住所、氏名と照合することにより容易に開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であり、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがある。また、どのような連絡手段をとるかは、当事者の任意によるものである。

また、運転免許情報についても、当事者同士がお互いの運転免許情報を認知する状況は想定されず、同号ただし書アの「慣行として知ることができる情報」には該当しない。

よって、いずれも同号に該当することから不開示としたものである。

2 条例第16条第5号該当性について

(1) 「被害程度」及び「備考（略図及び事故の概要）」について

これらの情報を開示すると、捜査の初期段階における捜査の着眼点、捜査方針等が明らかとなり、交通事故の関係者等が、交通事故発生原因等について自己の有利な内容に供述を変える等の対抗措置をとられるなど、事故当事者からの真の供述が得られにくくなり、真相の解明が困難となるなど、事故の捜査活動に支障が生じるおそれがある。

「被害程度」に関しては、警察官が当事者からの供述に加え、事故車両を目視により確認して記載しているが、後日当事者から違う部分が破損したと主張される場合もあり、この情報も開示することで支障が生じるおそれがある。

「備考」に関しては、当事者からの供述により記載したものであり、捜査の着眼点、捜査方針等に該当する。被疑事件となった場合、自己の有利な供述内容に変える等、真相の解明が困難となるおそれがあるため、業務上過失致死傷罪の公訴時効が5年であることから、それまでは被疑事件のための資料となる

よって、いずれも同号に該当するため不開示としたものである。

3 条例第16条第8号該当性について

(1) 「被害程度」及び「備考（略図及び事故の概要）」について

警察官は、現場見分を行わない場合においても事故当事者の供述等により事故状況等を判断（認定）し、被害程度、備考欄を記載するが、同部分を開示すると、事故当事者が警察官の判断について疑問や不満を持つ場合には、記載内容に関して当事者の納得を得ることは困難であると考えられ、示談等にも影響を及ぼすこととなる。したがって、同部分が開示されることを前提として作成することとなれば、警察官の判断（認定）による記載が消極的となり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、警察官が現場に出向いて実況見分することは極めて少なく、当事者からの聞き取りにより作成することがほとんどであるが、当事者の意見は聞くものの、当事者の意見のみならず、車の損傷状況、現場の交通規制の状況等、総合的に考慮したうえで、事故状況を判断して作成する。

よって、同部分が開示されることを前提として作成することとなれば、警察官の判断（認定）による記載が消極的となり、事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

従って、いずれも同号に該当するため不開示としたものである。

4 条例第32条第3項該当性について

(1) 「処理区分」及び「身柄措置」について

同項は、前2節（第31条を除く。）の規定は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第4章の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、適用しないと規定している。

同法第45条第1項は、「前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。」と規定しており、これらに該当する情報（以下「刑の執行等に係る保有個人情報」という。）については、同法第4章の適用は受

けないと規定している。

処理区分欄の「2 交通切符、3 特例書式、4 基本書式」は、送致事件であることを示す情報であり、送致を受けた検察官が、起訴処分、起訴猶予処分又は不起訴処分のいずれかの処分を行うものであることから、これは「検察官が行う処分」に該当する。

また、身柄措置の「通逮・現行・緊逮」は、強制の処分であることから「司法警察職員が行う処分」に該当する。

これらの欄の該当する項目に印を付けることにより、処置及び措置を明示することとなる。これらの項目以外に印を付けたとしても、処理区分欄・身柄措置欄が「刑の執行等に係る保有個人情報」を含んでいる限り、これらの処分の有無を示すものであることから、各欄は「刑の執行等に係る保有個人情報」と判断する。

よって、これらの情報は、同法第45条第1項に該当する。従って、同法第4章の規定が適用されないため、条例第32条第3項に該当し、条例第2章第2節及び第3節の規定は適用されず、不開示としたものである。

5 条例第32条第4項該当性について

- (1) 「受理番号」、「発生日時」、「発生場所」、「住所」、「氏名」、「生年月日」、「車種」、「車両番号」、「自賠償保険関係」、「証明書番号」、「事故時の状態」及び「事故類型」について

同項は、他の法令等の定めるところにより、自己情報の開示を求め、又は閲覧若しくは写しの交付を受けることができる場合は、第14条から第22条までの規定は、適用しないと規定している。

これらの情報は、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第31条の規定に基づき、熊本県警察が物件事務報告書の作成時に同時複写して作成された書類（交通事故証明書）を安全運転センターに通知し、同センターにおいて同法第29条第1項第5号に基づき交付される交通事故証明書の各情報である。

よって、物件事務報告書の記載欄で同センターに通知する事項欄は、同時複写するものであるため、交通事故証明書に記録されている証明事項は、物件事務報告書と同一のもの（情報）である。

従って、これらの情報は、同項に該当することから不開示としたものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件行政文書の内容を見分した上で、審査請求人の主張内容及び諮問実施機関の説明内容に基づき、本件部分開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件個人情報について

本件個人情報は、本件行政文書に記載された審査請求人に係る個人情報であり、そのうち、実施機関が不開示とした個人情報は、別表1中「実施機関が不開示とした部分」欄のとおりである。また、実施機関が適用除外とした個人情報は、別表2中「実施機関が適用除外とした部分」欄のとおりである。

本件行政文書は、人の死傷を伴わない、建物を除く物の損壊のみの交通事故に関して、「物件事故捜査の運用要領について（通達）」（平成14年3月29日付熊交指乙第134号）（以下「物件事故捜査の運用要領」という。）に基づき、事故の記録として、事故当事者から事情聴取するなどにより、警察官が作成したものである。

2 条例第16条第3号該当性について

(1) 条例第16条第3号は、不開示情報として次のとおり規定している。

開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（中略）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 本件行政文書に含まれる情報のうち、諮問実施機関が、警察官の「氏名」及び「印影」並びに第二当事者の「運転免許」及び「自宅電話」について、同号に該当するとしており、その内容について検討する。

(3) 警察官の「氏名」及び「印影」について

① これらの情報は、本件行政文書を作成した者の情報であって開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号本文に該当する。

② 次に、これらの情報は、警察官の情報であり、本件行政文書を作成する際に、警察官がその職名とともに氏名等を事故当事者に伝えることがあると考えられることから、これらの情報が、同号ただし書ア及びウに該当するかどうかを検討する。

なお、ただし書イについてであるが、本件において、これらの情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であるとは認められないことは明らかであり、ただし書イには該当しない。

③ まず、ただし書アの該当性についてであるが、警察職員の中で警部又は同相当職以上の職員の氏名は、定期人事異動の際に公表されるため、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当する。しかし、本件行政文書を作成した警察官は、警部補相当職以下の警察職員であるため、その氏名は同情報に該当しない。また、本件行政文書を作成する際に、その職名とともに氏名等によっては事故当事者に伝えることもあるかもしれないが、伝えるかどうかについては何らかの取り決めがあるわけではなく、担当警察職員の任意であり、伝えない場合もあり、従って、これらの情報が、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とまでは言えない。

次に、ただし書ウの該当性についてであるが、警察官の氏名は、公務員の情報ではあるものの、警察職員の情報であり、その職務の特殊性

から、氏名を開示することにより、警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれが高いことから、ただし書ウから括弧書にて除かれているため、警察官の氏名及び氏名の一部を表す印影は、同号ただし書ウには該当しない。

よって、これらの情報は、同号ただし書のいずれにも該当せず、開示しないことが相当である。

(4) 第二当事者の「運転免許」及び「自宅電話」について

① これらの情報は、本件物損事故の事故当事者の情報であるが、開示請求者以外の者の運転免許の種類及び番号等及び自宅の電話番号である。よって、審査請求人以外の事故当事者の情報であって開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号本文に該当する。

② 次に、これらの情報が同号ただし書に該当するかどうか検討する。

まず、運転免許についてであるが、この情報は、一般的に事故当事者間で相互に伝え合うような情報ではない。

次に、自宅電話についてであるが、この情報は、交通事故が発生した場合に、事故当事者間で示談を行うなど、連絡を取り合うことが考えられるため、相互に伝え合う可能性がある。しかし、このことはあくまで事故当事者間における任意のことであり、必ずしも相互に伝え合う情報とは言えない。

従って、これらの情報は、いずれも慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められない。

さらに、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要である情報、公務員の職務の遂行に係る情報に該当するとも認められない。

よって、これらの情報は、同号ただし書のいずれにも該当せず、開示しないことが相当である。

3 条例第16条第5号該当性について

(1) 条例第16条第5号は、不開示情報として「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定している。

(2) 本件行政文書に含まれる情報のうち、諮問実施機関が、「被害程度」及び「備考（略図及び事故の概要）」について、同号に該当するとしており、その内容について検討する。

(3) 「被害程度」について

① この情報は、物件事故が発生した時に、警察官が、物件事故捜査の運用要領に基づき作成する物件事故報告書に記載するために把握した情報であって、どの程度被害が発生したかを示すものであり、犯罪の捜査に関する情報に該当すると認められる。

② 次に、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるかどうか検討する。

③ この情報は、事故当事者からの供述に加え、警察官が事故車両を目視して確認し、確認した事実をそのまま記載するものであり、警察官の判断が加わる余地は少ないと考えられる。

また、一般的に、事故当事者が自己に有利なように供述するのは事故の因果関係についてであると考えられるが、この情報は、事故の結果を表すものであり、この情報により、事故の因果関係を明らかにすることは困難と考えられる。

よって、この情報を開示したとしても、事故当事者から不満が出される可能性は低いと考えられ、犯罪の捜査に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとは認めがたい。

従って、この情報は、同号に該当せず、開示することが相当である。

(4) 「備考（略図及び事故の概要）」について

① これらの情報は、物件事故が発生した時に、警察官が物件事故捜査の運用要領に基づき作成する物件事故報告書に記載するために、事故当事者からの供述等により把握した情報であり、犯罪の捜査に関する情報に該当すると認められる。

② 次に、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるかどうか検討する。

③ これらの情報は、事故当事者からの供述に加え、事故車両の損傷状況、現場の交通規制等を考慮して警察官が総合的に判断し記載するものであり、事故の因果関係も含めて事故の状況を表すものである。

また、これらの情報は、後日、診断書が提出され、人身事故となつ

た場合には、あらためて実況見分、関係者に対する取り調べ等、必要な捜査を行い、被疑者を検察庁に送致することとなるが、その際、捜査の基礎資料となるものでもある。

よって、これらの情報を開示した場合、交通事故発生原因等について自らを正当化し、又は自己に有利な内容に供述を変えるなどの対抗措置をとることにより、事後の捜査において事故当事者からの真の供述が得られにくくなり、真相の解明が困難となるなど、事故捜査活動に支障が生じるおそれがあると認められ、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

従って、これらの情報は、同号に該当し、開示しないことが相当である。

- ④ なお、諮問実施機関は、これらの情報が、条例第16条第8号にも該当すると主張しているが、上記により、第5号に該当し、開示しないことが相当であるから、第8号の該当性については、判断するまでもない。

4 条例第16条第8号該当性について

- (1) 条例第16条第8号は、不開示情報として「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（同号 ア～オ 略）」と規定している。
- (2) 本件行政文書に含まれる情報のうち、諮問実施機関が「被害程度」について、同号に該当するとしており、その内容について検討する。
- (3) この情報は、警察官が物件事故捜査の運用要領に基づき作成する物件事故報告書に記載されている情報であり、県の機関が行う事務に関する情報に該当すると認められる。
- (4) 次に、この情報が、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するかどうか検討する。

この情報は、上記3(3)③に記載のとおりであり、同様の理由により、この情報を開示したとしても、実施機関が行う事務の適正な遂行

に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、この情報は、同号にも該当せず、開示することが相当である。

5 条例第32条第3項該当性について

(1) 条例第32条第3項は、「前2節（第31条を除く。）の規定は、第1項各号に掲げる個人情報を除き、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、適用しない。」と規定しており、行政機関個人情報保護法第4章の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、第2節及び第3節の規定（第31条を除く）は、適用しないとしている。即ち、これらの情報は、個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求及び救済措置等の規定（苦情処理を除く）は、適用しないということになる。

(2) また、行政機関個人情報保護法第45条第1項では、刑の執行等に係る保有個人情報については、行政機関個人情報保護法第4章の規定は、適用しないとしている。

よって、刑の執行等に係る保有個人情報については、条例第32条第3項により、第2節及び第3節の規定（第31条を除く）は、適用しないこととなる。

(3) 本件行政文書に含まれる情報のうち、諮問実施機関が「処理区分」及び「身柄措置」について、刑の執行等に係る保有個人情報に該当し、条例第32条第3項により、第2節及び第3節の規定（第31条を除く）は、適用しないと主張しており、その内容について検討する。

(4) 「処理区分」は、警察官が交通事故発生時に、事故当事者に対して行った処理内容を記載する欄であり、「身柄措置」は、同じく交通事故発生時に、警察官が事故当事者に対して執った身柄措置の内容を記載する欄である。

(5) これらの情報について、諮問実施機関は、次の理由により、刑の執行等に係る保有個人情報に該当すると判断している。

これらの欄の中に、検察官が行う処分及び司法警察職員が行う処分が選択肢として含まれているため、仮に自己情報の開示請求が行われた場合、当該処分を受けた者については、これらの欄を適用除外とし、当該

処分を受けなかった者については、これらの欄を開示することとなれば、適用除外ということだけで、開示請求者が当該処分のうち、いずれかの処分を受けたことが分かってしまう。このことは、前科・前歴等保有者本人の不利益とならないようにという行政機関個人情報保護法第45条第1項の趣旨に反することとなる。

よって、当該処分を受けたかどうか分かるこれらの欄全体が、刑の執行等に係る保有個人情報に該当する。

(6) これらの情報が、刑の執行等に係る保有個人情報に該当するかどうかを検討する。

そもそも、行政機関個人情報保護法第45条第1項では、括弧書で「処分若しくは執行を受けた者（中略）に係るものに限る。」と規定しているが、諮問実施機関は、同項の趣旨が、前科・前歴等保有者本人の不利益とならないようにするということであることから、処分を受けたかどうか分かるようなこれらの欄全体が、処分を受けた者に係るものに該当すると主張している。

しかしながら、条例は、第1条において「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、適正かつ円滑な県政運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定しているように、個人の開示請求権を認めることにより、個人の権利利益を保護することをその目的としている。

従って、開示請求権を制限する適用除外の規定を解釈する際には、狭く解釈すべきであり、本件については、適用除外とすべきは、実際に処分を受けた者に係るものに限ることが適当である。

今回、本件行政文書に記載されているこれらの情報を見分したところ、これらは、処分を受けていない者の情報である。よって、これらの情報が処分を受けたかどうか分かるという理由から、刑の執行等に係る保有個人情報に該当するとは認められない。

また、諮問実施機関は、(5)に記載したとおり、適用除外による不開示決定と開示決定を比較することによって、適用除外による不開示決定を受けた者が、何らかの処分を受けたことが分かると主張するが、適用除外による不開示決定は、開示請求者本人に対してのみ行うものであり、他の開示請求者の請求結果と比較するような状況が発生す

ることは、一般的には想定しがたい。また、仮にそのような状況があるとしても、決定を受けた後の個人情報の取扱いに関しては、開示請求者本人の責任に委ねられるべきものと考えられ、決定後の当該個人情報の取扱いも考慮して適用除外とするかどうか判断する必要はないと考える。これらのことから、これらの情報が、刑の執行等に係る保有個人情報に該当するとは認められない。

以上のことから、これらの情報については、行政機関個人情報保護法第4章の規定の適用を受けないこととされる個人情報には該当せず、実施機関が、条例第32条第3項の規定に基づき、第2節及び第3節の規定（第31条を除く）は、適用しないと判断したことは妥当ではない。

6 条例第32条第4項該当性について

(1) 条例第32条第4項は、「他の法令等（熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）を除く。）の定めるところにより、自己情報の開示を求め、又は閲覧若しくは写しの交付を受けることができる場合は、第14条から第22条までの規定は、適用しない。」と規定しており、他の法令等で写しの交付等を受けることができる個人情報については、個人情報の開示請求に関する規定は、適用しないとしている。

(2) 本件行政文書に含まれる情報のうち、諮問実施機関が、

「受理番号」、「発生日時」、「発生場所」、「住所」、「氏名」、「生年月日」、「車種」、「車両番号」、「自賠責保険関係」、「証明書番号」、「事故時の状態」及び「事故類型」

について、他の法令等で写しの交付等を受けることができる個人情報に該当するとしており、その内容について検討する。

(3) これらの情報は、本件物損事故に関して、警察署が受理した番号、発生日時及び場所、事故当事者の住所・氏名等、事故の種類である。これらの情報は、安全運転センターにおいても、交通事故証明書を請求することにより、入手することができるものである。

(4) 諮問実施機関は、熊本県警察が、物件事故報告書を作成する際に複写して作成する書類を安全運転センターに通知し、同センターにおいて、通知された書類を交通事故証明書として交付しており、これらの情報が、交通事故証明書の各欄の情報と同一であることから、他の法令等で写し

の交付等を受けることができる個人情報と同一であると判断し、条例第32条第4項に該当するとして、第14条から第22条までの適用を受けない個人情報であると主張している。

(5) これらの情報が、他の法令等により写しの交付等を受けることができる個人情報に該当するかどうかを検討する。

安全運転センターでは、自動車安全運転センター法第29条第1項第5号の規定に基づき、請求に応じて交通事故証明書の交付を行っている。しかしながら、交通事故証明書は、物件事故報告書と相当程度の情報が重複しているものの、表題も作成される目的も異なっているため、物件事故報告書とは異なる文書として存在しているものと認められる。また、市民の立場から見ても、交通事故証明書を物件事故報告書の写しと考えることは一般的ではないと思われる。

従って、これらの情報が、他の法令等により写しの交付等を受けることができる個人情報に該当するとは認められない。

以上のことから、これらの情報については、実施機関が、条例第32条第4項の規定に基づき、第14条から第22条までの規定は、適用しないと判断したことは妥当ではない。

7 本件行政文書の根拠となる調書について

審査請求人は、物件事故報告書の根拠となる調書があるはずであると主張し、当該調書の開示を求めている。

これに対して、諮問実施機関は、行政文書として保有しているのは、本件行政文書のみであると説明している。

物件事故報告書は、物件事故捜査の運用要領に基づき作成しており、作成する前に何らかの調書を作成する手順とはなっていない。

よって、審査請求人が主張するような調書は保有していないという諮問実施機関の説明は、適当と認められ、今回の開示請求で、実施機関が対象文書を本件行政文書のみとした判断は妥当である。

8 諮問第11号の諮問実施機関への返還について

審査請求人は、上級庁である諮問実施機関に審査請求を行ったものであり、諮問第11号を諮問実施機関に返還すべきであると主張している。

当該諮問案件は、第2の諮問に至る経過に記載のとおり、条例に基づく開示請求に対する決定を不服とする審査請求に関する諮問である。

審査請求に対する最終的な判断は、諮問実施機関が裁決として行うものの、裁決を行うにあたり、条例第26条第1項で諮問が義務付けられており、同項に基づき当審査会に対して諮問実施機関から諮問がなされたものである。

また、当審査会は、条例第36条第1項で実施機関からの諮問を審査する目的で設置されており、当該諮問案件の審査を行う義務がある。

以上のとおり、今回の一連の手続は、条例に則って行われているものであるため、審査請求人のこの主張は、受け入れることはできない。

9 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県個人情報保護審査会

会長職務代理者	上拂	耕生
委	員	大江 正昭
委	員	植村 米子
委	員	高木 菜穂

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年2月23日	・ 諮問（第11号）
平成19年4月6日	・ 諮問実施機関から部分開示決定理由説明書を受理
平成19年4月27日	・ 審査請求人から意見書を受理
平成19年9月14日	・ 審議
平成19年10月5日	・ 審査請求人の口頭意見陳述の実施、審議
平成19年11月9日	・ 諮問実施機関からの説明聴取、審議
平成19年12月14日	・ 審議
平成20年1月11日	・ 審議
平成20年5月22日	・ 審議
平成20年6月26日	・ 審議
平成20年8月1日	・ 審議

別表 1

実施機関が開示しない部分	実施機関が開示しない部分 とした条例上の根拠	実施機関が開示しない部分 のうち審査会が開示すべきと 認めた部分
警察官の「氏名」及び「印影」	第16条第3号に 該当	
第2当事者の「運転免許」及 び「自宅電話」	第16条第3号に 該当	
「被害程度」及び「備考（略 図及び事故の概要）」	第16条第5号及 び第8号に該当	「被害程度」

別表 2

実施機関が適用除外とした 部分	実施機関が適用除 外とした条例上の 根拠	実施機関が適用除外とした部 分のうち審査会が適用除外は 妥当でないとして認めた部分
「処理区分」及び「身柄措置」	第32条第3項に 該当	「処理区分」及び「身柄措置」
「受理番号」、「発生日時」、 「発生場所」、「住所」、「氏 名」、「生年月日」、「車種」、 「車両番号」、「自賠責保険 関係」、「証明書番号」、「事 故時の状態」及び「事故類型」	第32条第4項に 該当	「受理番号」、「発生日時」、 「発生場所」、「住所」、「氏 名」、「生年月日」、「車種」、 「車両番号」、「自賠責保険 関係」、「証明書番号」、「事 故時の状態」及び「事故類型」